

第6回家畜の遺伝資源保護に関する検討会速記録（質疑応答以降閉会まで）

平成19年8月2日

農林水産省

平成 1 9 年 8 月 2 日

於・農林水産省三番町共用会議所

第6回家畜の遺伝資源保護に関する検討会速記録

(質疑応答以降閉会まで)

目 次

1. 質疑応答	.....	1
2. その他	.....	26
3. 閉 会	.....	27

## 質 疑 応 答

○松川座長 どうもありがとうございました。

たくさんの内容の資料を説明していただきました。昨年の中間取りまとめに簡単に触れつつ、それに対して現在までにどういう措置、検討を進めているかということについて説明をいただいたわけです。

委員の皆様から質問、あるいは御意見をお願いしたいと思います。大きく分けて4項目あるわけですが、これもどの項目についても、順不同で結構ですので、思いついたところから質問なり、あるいはこうした方がいいのではないのかなというようなことも含めて御意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

吉村委員、どうぞ。

○吉村委員 1の和牛における知的財産制度の活用ということで、遺伝子特許という観点で仕組みをつくっていきましょうということが述べられているわけでありまして、7ページにかかわる取り組み状況及び今後の方針ということが書かれていて、その中に出ておりますのは、FASNという遺伝子型の変異、それが脂肪酸組成にどう影響しているかということを出ているわけなんですけれども、現在そういうふうにパテントプールという形でいろんなものを持ち寄ろうというような話が出てきているわけですが、今の程度和牛の遺伝子というもののいわゆる構造遺伝子といった方がいいかと思いますが、タイプによって異なるというようなことがわかってきているのか、もし把握されていたら事務局の方から御紹介いただけたらと思います。

○松川座長 今回の御質問は7ページにある脂肪酸組成に関連したものでなくても、和牛の品質にかかわるといような意味でしょうか。

○吉村委員 そうですね。

○北池畜産技術室長 現在和牛の遺伝子の特許関係は7件が特許を取得されており、そのうち3件が現在申請中でございます。そのうちの1つが今ここで御説明させていただきましたFASNの遺伝子の関係でございます。取得されている特許の多くは遺伝的な病気の関係の特許を判断する特許が大半でございます。

○松川座長 吉村委員、よろしいでしょうか。

○吉村委員 7つということは遺伝子病を除けばほとんどないという状況ですね。

○北池畜産技術室長 はい。

○松川座長 動物遺伝研でもかなりのところまで追い込んでいるのですけれども、この領域にこういう遺伝子があるということはかなりの数絞り込んでいるのですけれども、実際にこれがどういう機能を持っているのだという発現のメカニズムまできちんと調べてということで、ちょっと手間取っているというふうには聞いております。

沖谷先生。

○沖谷委員 それに関してなんですけれども、今の7ページのFASNのデータですけれども、オレイン酸の含量が少し多い。そうではないものに比べてわずか50%から53%ぐらいですけれども、オレイン酸に関しては今盛んに言われているのですが、総合的なおいしさとかなり相関している。これは和牛に限らず、外国種についてもそうなのですけれども、特に和牛の方がオレイン酸が多いということで、盛んにオレイン酸の高いものをつくろうとしているわけなんですけれども、オレイン酸だけについて言うと、この表のあれを見るとそんなに差がないわけですね。

ところが、FASN遺伝子の保有率というのはこんなに違っているということで、恐らくオレイン酸そのものの関係でなくて、いわゆるおいしさと関係している部分が、和牛のおいしさとアングスのおいしさというのは、今わかっている部分については香りが全然違うということなんです。先ほどの説明では味とおっしゃったのですけれども、味はほとんど同じで、和牛は香りが特異的に違う黒毛です。それで識別できるということなので、ぜひFASNの遺伝子とおいしさの因子、官能的な香りとの相関を、遺伝子を提供されるということなので、調べられるといいなというふうに思っております。オレイン酸の含量だけではないと思うんですね。オレイン酸と同じように動く脂質性の香りのプレカーサーというんですか、前駆体と関係している可能性がすごく強い印象を持っています。

先ほど説明もあつたのですけれども、27ページですか、遺伝子を選抜していくときの表なんですけれども、「病弱旨い肉」「病弱並肉」と書いてありますけれども、うまいというのは味について学術的には言うことになったので、相対的に味もいい、香りもいい、食感もいい。その総合評価でおいしいという言葉は学術用語に使うことになっておりますので、非常に文学的な用法だったので、サイエンスとして使うことになったので、ぜひおいしいという言葉にしてください。うまいという場合には味がいい。うまみが強

いということであるというふうに区別して使いましょうということになったので。

○秋岡委員 済みません。もう1回。うまいは……。

○沖谷委員 うまいは味。味では、甘い、辛い、苦いとか、5つあって、辛いというのは塩辛いのとホットという辛さとありますけれども、その中でうまみという要素。舌で感ずることができるということが数年前に明らかになって、国際的にもうまみという日本の言葉が学術用語になって世界的に使われているんですね。うまみのあるもの、強いものをうまいというふうにいましょうということになったので、ぜひジャーナリストとか放送とかそういうところで使われるときも、うまいという場合にはうまみ物質が強いもの。特にうまみというのは日本人の感性でようやく世界的に認知されるようになった。うまみ調味料とか、そういうもの、昆布のだしとか、かつおぶしのだしに特別な味があるというのを初めて見つけたのは日本人で、外国の人たちはもともとあるほかの味をそれがエンハンスするというような理解でなかなか認知されなかったのですけれども、舌の中にうまみ物質のレセプターがあるということがわかったので、国際的に認知されるようになって、舌の中にレセプターがあるのは、甘い、塩辛い、うまい、苦い、酸っぱい、この5つが5源味というふうになっていますので、これは一番大事なところなので、発信する場所なので、ぜひそういうふうに理解して広めていただきたいと思います。

先ほどの29ページの雌牛の系統のところなんですけれども、③で「牛肉の「美味しさ」」と書いてあります。これが正しいので、そのおいしさは味のみにかかわらず、食感、香り、味、少なくとも口の中に入れて食べる時にはその3つが非常に大事であるということで、この3番目のおいしさはそういうふうにとらえていますので、うまみの強さというのはどちらかというと外国種の方が強いんです。脂肪にはうまみはないので、赤身の多い肉ほどうまみが強いということは大体皆さん扱っている人たちは認知しているので、香りが全然違うということ。今多くの和牛を扱っている人はそういうふうに認識されたので、牛肉の共通の香りがあるのですけれども、逆立ちしてもすき焼きには向かないんですね、輸入牛肉は。おやりになったらわかると思うんですけれども、専門のすき焼き店で、黒毛和種以外を使っているところ全くないですね。一時輸入牛肉が入ってきたときに、安いすき焼き屋さんのできたのですけれども、全部つぶれてしまいました。リピーターが来なくなってしまって、家庭で食べているすき焼きよりもまずいということで、来なくなったので、それは香りだったということなので、ぜひそれを認識していただきたい。

遺伝子についても、もちろん味もそうですけれども、味とか香りとかそういうものとの相

関をぜひ調べていかれるともうちょっと増えるのではないか。病気の遺伝子ばかりなんですということは知っているのですけれども、せっかくですからポジティブなエンカレッジされていかれたらいいかなと思っています。

以上です。

○松川座長 今のお話の関連でもう1つ沖谷先生にお伺いしたいのは、和牛肉のセールスポイントとして外国の文献などを見ますと、不飽和脂肪酸の比率が高いんだということのをえらい宣伝していますけれども、それはどういうメカニズムであるのかという話をちょっと……。

○沖谷委員 不飽和脂肪酸というよりもオレイン酸ですね。

○松川座長 オレイン酸で全部説明できるわけですか。

○沖谷委員 できないですね。

オレイン酸の量は先ほどの表のように数%しか違わない。牛はどんな牛でもかなりの量を持っているんですね。極端に和牛が多いわけではなくて、その脂肪のところと一緒に動く香りの物質の一部わかったものはラクトンなんですけれども、甘い香りがするんです。それは水酸基がついた脂肪酸が原料なので、ハイドロ基酸というんですけれども、それがあある遺伝子と一緒に動いて発現する。脂肪系の遺伝子のグループではないかと僕らは思っているのですけれども、アンガスにはオレイン酸の遺伝子がありますけれども、ただ香りをつくるような原料の遺伝子が一緒に働いていない可能性がある。ハイドロ基酸の脂肪酸をつくる遺伝子というのは牛はそもそも持っているのではないか。要するに牛乳の香りもラクトンなんですね。乳臭いにおいというのは。ただ、和牛は乳臭い香りではなくて、甘い、果物の香りなんですね。ココナッツミルクと桃の香りの成分と同じものが和牛には入っていることがわかったので、非常に品のいい、動物臭くない甘さなんですね。日本人はわりとそういうのを好むみたいで、余り獣的な香りというのは特に女性は好まないのですけれども、それが少ないということで、花の香りの系統が甘い香りがあるということで、今我々の研究ではそこまでようやくわかったところなのでということです。

○松川座長 ありがとうございます。

ほかのことについてもお願いします。

吉川委員、お願いします。

○吉川委員 9ページと18ページで相反しているというか、何かちょっと違う面があるのだけれども、9ページで、精液を生産し、そして流通過程、そういったものをバーコー

ドで全部読んでいく。血統情報、そういったものも読んでいくという形になっておりますよね。18 ページのところでは精液証明書、これは精液ストローと証明書とは離れている部分なんですよね。今、離れている部分で問題点が結構起きている現状だったと思うんですよ。それでバーコードにしていきたいと思いますという形になれば、この精液の証明書は必要性があるのかなのか、僕は非常にむだな部分ではないか。

今、家畜改良増殖法の中で精液の証明書、これはバーコードとかそういう面がないからね。証明できないから、ストローの中にもは何も書かなくてもいいという形なんですよね。今度は書きなさいと、証明しなさいということですから、そうすれば、この印刷物の証明書というのは非常に煩雑な、必要でないものでないだろうか。ここをもう少し検討する必要性があるのではないかと思うんですけれど、そこら辺の検討は今の家畜増殖法をバーコード制にして、そういったシステム化になれば、これも増殖法として見直していくという形になるんですか。その辺ちょっと……。

○松川座長 お願いします。

○北池畜産技術室長 今の増殖法におきます先ほどの精液証明書とストローが別で、一体的でないということの御指摘は昨年もいろいろ御議論されたと聞いてございますが、ただ、今年から事業をやり出しておりますので、そういう中でバーコードを使いながら、本当に一体的にということで、同じような仕組みがとれるかどうかということをも十分検証させていただいた上で、今後この精液証明書の取り扱いについてはどうするかにつきまして検討させていただきたいと思っております。

まだやり始めたところでございますので、それがどのくらい効果があるのか、大丈夫なのかということをも十分検証する必要があるのではないかと考えているところでございます。

○吉川委員 ということは、一応モデルをやって、そういった形の中で、結果によってはこういったものも検討していくということですか。

○北池畜産技術室長 そこは状況によって検討するのだらうと思います。それと逆に言うと、増殖法につきましては乳牛もございまして、肉牛だけではなくて、ほかの畜種もございまして、そういう畜種の可能性も含めて検討しなければならないと考えております。

○松川座長 ありがとうございます。

ほかに。

○吉川委員 今回この保護対策についていろいろ、これは今、国際的な議論ですけれども、国内的な和牛についての各都道府県の保護といいますか、そういったものが今現状起きて

いる状況ですよね。例えば各県の県牛である、またその遺伝子だから県外に出さないとか、いろんなそういった閉鎖的な——閉鎖と言ったら怒られるかな。そういった形の中で今起きている状況ですよね。それはこのシステムを使ってこれをやった場合には、これは日本全体として和牛の改良というものを進めていくという姿勢の中でこれは動いているものだと僕は解釈していたのですけれども、それはここまでにくるのに農水の方で現地との交渉はどういうような状況になっているのか、その辺も聞かせてもらいたいと思います。

○松川座長 事務局、お願いします。

○北池畜産技術室長 和牛の改良につきまして、先ほど言いました本来、今は各県段階でやっておりますが、その前はもう少し小さい単位で改良が進められてきたところでございますので、現在各県でやっている段階につきましては、さらにそれを広域的に検定をするということで、現在広域の後代検定という形で各県の種雄牛を評価するというような形もとりながら、改良の基盤をだんだん大きくしてきているところでございます。そういう面で今後和牛の改良につきましても、従来からの路線どおり、より改良基盤を整えるような形の改良は引き続きやっていきたいと考えているところでございます。

当然ながら枝肉データベースにつきましても全国1本の展開でございますので、こういうものを使いながら全国的な和牛の改良を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○吉川委員 今の産肉の格付、そしてまた遺伝子の説明というか、公表の仕方、子出しの遺伝的に伝えていくものについての公表の仕方というのは、今全和さんの方もやっているのだろうけれども、各都道府県、県ごとに個別のところでは格付をしている。それでないと全国的なベースでは認めないという形になっているのだけれど、それは今後将来は全国的にと畜場、そういったもので認めていくという形の中で、これは国と全和さんの問題、登録協会、そういったもの話し合いというものは進んでいるのでしょうか。

○松川座長 今の質問の趣旨をもうちょっと……。

私も聞いていて質問の趣旨がはっきりしなかったのですけれども……。

○吉川委員 質問したいのは、今の産肉の格付というのは、各都道府県で、各県でやっている。そこの県のところで肥育したものをその県のところで割らない。と畜場というのか、そういうところで割って、検査をしなければ格付が生まれません。全国のと畜場で生まれているものは、それは認めないという形で、肉の格付というのは相当微妙になってくるので、これは全和さんの方で御説明していただければよくわかるんですけれども、これからやろ

うとするシステムと今までやってきてシステムは相当違ふと僕は思うんですけど。

○吉村委員 私の方ではなくて、格付は全国一律の格付で、省令で決められた基本に基づいていますので、むしろ食肉鶏卵課の方から格付ということに関しては説明をいただかないと、今理解されている内容は私はちょっと違うのではないかなと思います。

○牧元食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課でございますけれども、今吉村委員からお話がありましたように、格付につきましては各県ばらばらにやっているわけではなくて、格付協会があり、全国的な基準の中で全国的にこういう格付ですということが決まっております、そういう体制の中で、格付協会につきましても全国にそれぞれ支部なり、駐在員なりを置いて、これは統一的な基準でやらせていただいておりますので、各県ごとにばらばらだというようなイメージとはちょっと違うのではないかと考えております。

○吉川委員 ちょっと聞いておきたかったのは、格付の仕方というのは、各都道府県のと畜場に出てきた牛についての格付でしょう。ということは、北海道で出たら北海道のと畜場に出たものの検定をやっていく。データを出すということで、これが北海道の遺伝子、また宮崎の遺伝子がいろんなそういうところで、例えば例ですよ。これがいろんな場所にいつている。いろんな場所にいつている同じ遺伝子が、それが全部統合されて評価されていますかといったら、それは北海道の場合は北海道で肥育をして、割ったものでないと格付されていないでしょう。証明を出させていないでしょう。

○牧元食肉鶏卵課長 枝肉とかの格付につきましては、そもそも肉質と歩どまりで格付が行われておまして……。

○吉川委員 いや、僕が聞きたいのはそうじゃなく、こういう遺伝子を確保するって、肉の格付を確保するんじゃないんだから。遺伝子を確保するというのであれば、その遺伝子が例えばどこどこで肥育されたものは、その県以外で、よそに遺伝子がいつて、例えば宮崎の牛が北海道へ来ました。北海道で精液を配られたものの子供が北海道で割られたときに、その数字は一緒にならないでしょうということ。現実にね。そうした場合に、この遺伝子をどうやって守っていくのですかと。

○松川座長 ちょっと質問の趣旨を整理したいのですが、北海道を含めてどこの県でと殺されようと、格付は個人差というのはあるかしらんですけど、一定の基準で格付される。枝肉……。

○吉川委員 座長、それと違ふ。

現場をみんな知らないと僕は思っているんです。現場が僕はわからないと思う。なぜか

といったら、これは肉の非常に難しいというか、政治的というか、いろんな形の中のエゴが今の肉の世界に通っているんです、日本の場合にね。僕が言っているのは、例えば宮崎なら宮崎でもいいですよ。10頭の子供がとれましたと。その雄から。そして、3頭が北海道に来ましたと。7頭は宮崎で割りました。肉の検査をやりましたと。北海道でも3頭やっているんだけど、そのデータはいいのか、悪いのかは公表していないでしょう。今の現実には公表できないシステムになっているでしょう。

こういうことの基本からこれに今入るのに、世界でなく、日本そのもののシステムが一本化になっていないんですからね。

○松川座長 吉川委員がおっしゃるのは、枝肉データベースの関連の話ですね。

○吉川委員 そうです。

○松川座長 枝肉データベースというのは、去年の論議でもありましたように、私は大体毎年集めたデータの4分の1程度は実際に育種の方にフィードバックされていると聞いておりました。実際に全国で出た4分の1ぐらいの枝肉データを実際に育種にフィードバックしている国というのは世界じゅうないわけで、私はそれだけでも威張ってもいい状況だと思っているのですけれど……。

○吉川委員 遺伝子のデータというのは僕はそういうものではないと思うんですよ。これを今回バーコードで、これまで授精所、精液をつくっている側にも規制をしてやる場合にはその結果というものはきちっと報告されなければならないと思います。それがこれで4分の1しかつかめないキャッチであれば、この知的財産だとか、和牛保護なんていうことは僕は考えられない話ではないか。僕はここをきちっと整理する必要があるのではないか。これを法的にかけようとしているんでしょう。

○北池畜産技術室長 先ほど枝肉データベースの関係の御質問かと私どもも思いましたのですが、先ほど座長からもお話がございましたが、枝肉データベースにつきましては、肥育農家の方が同意を得られたものにつきまして繁殖というんですが、例えば宮崎県で生産された牛が、例えば佐賀県で肥育されました。佐賀県で肥育された方の同意を得れば、そのデータを今度宮崎の県の方に返している。肥育農家の同意があれば返すということで、その肥育農家の同意が、先ほど25%、4分の1程度とおっしゃられましたけれど、現在3割ぐらいということで、その同意を高めるように今努力させていただいているところでございます。

そういう面でももう少し同意率が高まれば、返る割合も高くなっていくというふうを考え

ているところで、同意を得る行動を今積極的にやっているところでございます。

○吉川委員 僕はこの委員になっていて、現実には私は和牛の精液を生産して、全部現場に渡している身なんですよね。生産者の立場として僕はこの中に入っていると思うんですよ。現実にはそのデータは本人が同意してもデータは手に入らないような仕組みになっているんです。現実には私は二十何年間私のところで和牛を持って、二十数頭持って、そして遺伝子を供給しているけれども、そのデータは生産者がいいですよと言っていたって、1本も入っていません。これはどこが押さえているか、あなた方、調査したことあるんですか。僕は何回も農水の方にも言っているはずなんです。このやり方はおかしいよと。ホルスタインと世界が違い過ぎている。日本のいい遺伝子をつくろうという形の中ができてないということも現実なんですよと。だから近交係数が非常に高くなっていっている。和牛は親子がけ、きょうだいがけがざらになってきている。こういう自然界をおかしくしてしまうのも、これがもしそういうことになれば、この時点に対しても僕は問題が起きてくると思いますよ。そういう形の中で、この辺は技術的なものだから処理してもらいたい。

そして、私は格付がいいとか悪いとかを言っているんじゃないんですよ。格付したもののデータがきちっと使われているのか、使われていないのかということを行っているんです。これは現実に使われていないのも事実だから、それを使えるようにきちっとしなければならぬということを僕は言っておきたい。

○松川座長 それは貴重な意見として事務局の方でも使われるように、私は現実問題として年間10万頭ぐらいの枝肉データベース、当然格付のデータも入っていると思いますけれども、使われているのではないかと思っているんですけれど。

○吉川委員 いや、私のところもやっていますけれども、使われていないのも現実でございます。それは皆さん方に知っておいてもらいたいと思います。

それと、あと、こういう形のトレーサビリティ、いろんな形の中に、登録番号なり、いろんな形を入れて、そしてやっていくという形の中で、本当に純粋な和牛、そしてそういったものに対する登録率、きちとした登録率、そういったものが日本に何%ぐらいおさめているのか、全和さんの方も委員になっておりますので、その辺もちょっと聞きたいんですけれども、日本国内の中でどのくらい把握しているのかをちょっと聞きたいなと思うんですけれど。

○松川座長 登録率ですか。

○吉川委員 はい。

和牛を知的財産として保護しようとしているんでしょ、この審議はね。その中で本当にどのくらいの頭数が和牛として見られる牛からの割合で、どのくらいの割合がきちんと証明できるものがあるのかどうか。

○北池畜産技術室長 先ほどおっしゃられました登録率でございますが、私どもが把握しているのは、数字は少し振れるかもしれませんが、大体 94～95%は登記されているのではないかと考えているところでございます。

○吉村委員 私どもに御質問がありましたので、私の方から知り得ている情報だけを伝えておきたいと思います。

1つは、登録牛が毎年7万頭ぐらいの登録をされています。生まれた子牛に対する登記、これは血統証明書という形も含めまして、昨年の実績は47万頭弱ということであります。そして、先ほど来話が出ています枝肉データベースの血統情報を提供するという立場から肉格協さんの格付データ、これは個体識別番号、私どもの登録事業の中で個体識別番号を把握しておりますので、これのマッチングという形でいろんな原因で合わないものが出てきますけれども、その合わないものは4～5%。その理由の一番大きなものは恐らく和牛といいますが、黒毛和種として出荷されたけれども、我々の方としては登記証明書を発行した形跡のないものというふうに私は理解をしております。

我々としてそういう事業に参画する中でそれぐらいなのかというような状況かと考えておりますので、先ほど北池室長さんの方から話があったそれと大体一致するのかなというふうに思っております。

○松川座長 先ほどから吉川委員、いろいろ言っていただきましたけれども、ほかの委員の方々も発言が欲しいと思いますので、時間の余裕があったらまた吉川委員のところに振りますので。

○吉川委員 この委員会で、これはなぜかと言ったら、生産者も、流通者も、そして消費者も、みんなにかかわることなんです。ですから、こういった経路というものをきちっとやっていないと、やはり和牛が何で大事なんだとか、そんな高価だから、何だからの問題でないと思うんですよ。和牛を本当に日本で守っていこうとするのであれば、生産者に対してきちっと理解をさせていかなければならないんですよ。生産者の協力なしで、あなた方、やれるわけないでしょうと。

私は生産者の立場として、このシステムは非常に危険性が高いというのは、ある県の特権で、我が県の証明したものは我が県から出さない。これがいいという形になったら我が

県から出さないということになったときに、これは日本全体の改良につながるんですかと。つながらない問題になるでしょう。県の特産物になっていくでしょうと。そういう非常に危険性が含まれていますよと。これは各県が、和牛を飼っている方々、生産をしている方々が、本当に一丸となって改良事業をきちっと持って、そして進んでいくのであればいいことですが、そうではないでしょうと。今の現状は、この話は去年から出て、いまだに我が県のものは一切外部に出さない。この外部に出さないものをいいものだと証明させてあげた場合には、そこだけがいい思いをして、日本全体はいい思いはしない。これはある面では特権を与える部分につながるかなと、非常に僕は危険性があるような気がします。

○松川座長 ありがとうございます。

○釘田畜産振興課長 吉川委員からいろいろ御指摘いただいております、すべてお答えできるかどうかかわからないのですが、今この委員会で議論していただいているのは、ちょうど1年前にまとめていただいた報告書、中間取りまとめ、これは我が国固有の知的財産である和牛をきちんと守って活用していこうという観点で大きく4点ほどのことを取りまとめておりますので、その進捗状況を今御報告しています。

それで、吉川委員が御指摘なさっていらっしゃるということというのは、1つは精液の流通管理、これをきちんとやってくれと。将来的には確かに法律の改正とか、制度の見直しまで我々は視野に置いておりますけれども、これはまだモデル的にやっているところですので、その結果を見てきちんと考えていきたいと思えます。それをどういうふうに活用できるかということですね。

もう1つは、枝肉データベースの活用の問題ですね。これをきちんと遺伝的評価に活用しろと。あるいはその上でそういうできた種牛を日本全国で活用できるようにすべきではないかというようなお話だと思うんですが、この問題というのは、恐らく知財の問題とももちろん深くかかわりがありますけれども、和牛の改良体制の話だと思うんですね。これについては吉川委員もよく御存じですが、また別途議論の場がございますので、我が国の和牛の改良をどういう体制でやっていくかということのも、これは長い歴史的な経過もあって、その中で少しずつ皆さんの御理解を得ながら見直しをして、方向としては全国共通の改良の場をつくって、その中でも歴史的に各県ごとの改良というのが果たしてきた役割ということも十分尊重しながらやっていくということで今まで来ていると思えますから、そこについてはいろんな評価、御意見があろうかと思えます。

ただ、そのことについてこの場で何か御議論いただくとか、方向性を出すのはちょっと場所が違うと思いますので、また和牛なり、肉用牛の改良体制の議論はまた別途きちんとやらせていただきたいと思います。

○吉川委員 出口がこういった形の中で、例えば各都道府県の方々、そういうふうがいい結果が出たときに、それは利用しますけれども、全国的には利用させられませんよという形になったときに、こういうものをつくったときにどういう形になるんですか。僕はそれが先にみんなで、生産者が、しかも各団体、こういった改良団体、いろんところがやはりこれは全国的にこの遺伝資源を守っていくんだという認識がなければ、僕はこれをつくって前に進めてはまずいと思います。僕は委員としてこれは前に進めるべきでないと思います。

僕は、これは言っちゃ悪いけれども、政治力やいろんな形ではなく、僕は前回の中川大臣に言われたとき、僕がなったときに、僕はこれははっきりさせてもらいますよと。守るというのであれば、やはりきちっと生産者にそういったものがトレーサビリティをきちっとできるシステム。今の和牛のエゴは僕は通させませんと。そうしたら、おまえ、好きなこと言っていていいと言うから僕は言っているんだけど、もしこれが僕は合わないのであれば、これをきちっと明快にしない限り、僕はこの委員はおろさせていただきます。

○土肥委員 吉川さんがおっしゃっているところというのは、私、専門家でないのでよくわからないところが多々あるのですけれども、和牛の育種の振興というんですかね、やはりいいものが種牛として使われる率が多くて、ある種、和牛の遺伝的な多様性が失われてきている。そういう遺伝子の情報の多様性というものを集めていこうというのが書いてあるわけですね。それから、特定の和牛の遺伝子がどういうふうに使われているかということは、このレポートの中では全体の15%が特定の種牛から出ているとかという説明が先ほどありましたので、そういう危惧に関する認識というのをこの取り組みの中にあらわれているというふうに私は思ったのですけれども、そういう基本的な認識ではまずいですか。

○吉川委員 僕は、そこは今の和牛の世界、和牛の生産者、また和牛の関係者、いろんなそういうところはそこまできちっとした形ではない。やはり和牛というのは、我が物、我が県のものが日本一という形の趣旨が高過ぎて、ほかのものを認めていかない、いきづらいシステムになっている。この部分を整理しないと、これからもう一歩あげると、これは勲章を与えるようなもので、その勝ち組に対しては非常にいい勲章になるし、負けたとこ

ろはもっと悲惨になっていくということに僕はつながるのではないですかということを書いている。

○土肥委員　そういう情報に関しては一元的に集めていって、そしてまた、ここで言うところの肉用牛改良関係機関への情報の提供を行っていくというふうに書いてございますので、それを通じで生産者の方に戻ってくるという認識でよろしいんじゃないですか、どうなんですか。

○北池畜産技術室長　先ほど雌牛の血統情報ということで、非常に上位の牛に集中してきている情報につきまして御説明させていただいたところです。先ほど言いましたように、1番の牛が15%ぐらい占める。上位10頭で4割ぐらい占めるということで、逆に言うと、遺伝的変異が失われつつあるというような状況でございますので、先ほど言いましたように、関係機関への情報提供というのは——和牛の改良というのは基本的に県単位ということでございますので、県の方に適切に情報を提供させていただいているところでございます。

○土肥委員　吉川委員の御懸念になっているようなところも、私としてはわかる場所がありますので、要するに独占と普及というバランスですよね。つまり、知的財産による情報の独占、それからそれを広く活用して、結果としてウィンーウインの関係をつくれればいいのだと思いますので、普及と独占については十分バランスを図ってくれというのが吉川委員の御意見だと思いますので、それはここでも十分納得できるかなと思いますけれども。

○吉川委員　僕は口下手だからうまく説明できないんですけども、そういう不安、そういういったものを取り除いていかないと、なかなか同意できない部分というのはあるんですよね。今これがどんどん進んでしまうことが、決して生産者に対していい結果が生まれるかというと、逆にその遺伝子を持った人がたはいい思いはするかもしれんけれども、一般の人はいい思いをしないという非常に危険な部分がここに絡んできているのではないかと僕は思うんですけどね。

現実には私のところで22年間この黒毛和種の遺伝資源を販売しているんですよ。1つのデータももらっていません。くださいと言ったら、それはあげられません。そして、それはどこでもらえばいいんですかと言ったら、あいまい。この中で、これをさも海外に向けて日本の知的財産だとか、そんなんじゃない。これは個人の財産になってしまいますよ。これをつくることによって。

だから、私はここの整理は今回の会議で何かされて、僕は前回にもそれを話して、これからと畜場のこういうことのシステムで、全国のと畜場のデータを集めてデータを出すという形の話をしてきたから、僕はよろしいでしょうと。僕はそういう発想を持っていたら、そうでないような中で途中で聞いているから、これはこのまま審議することにはならないだろうと僕は思って今回来ているんです。

○松川座長 今の吉川委員のお話は、枝肉データベースをどう利用するのかということが1つ……。

○吉川委員 利用するのと、その遺伝子を出荷して、出してあげているのに、そのデータが1つも戻ってきていない今の状況のシステムでしょう。これが1つもされていない中で、今度はどういう強制の中で本当にできるんですかということ。今回で、強制できちっと全部データを出しますよと、国が、農水の方でそれをやるというのであれば、私はよろしいですよと。そうやってくださいということで。

○沖谷委員 北海道ですよ。

今、肥育農家が産肉データについて精液の生産者に報告してもいいと同意されている肥育農家がいらっしゃることも事実なんですか。

○吉川委員 はい。

○沖谷委員 では、データはいつているわけですね。

○吉川委員 いえ、きていません。

○沖谷委員 いやいや、そうじゃなくて、あるところについてわけですね。

○吉川委員 データは……。

○本川畜産部長 県にお返ししていると言っていましたね。だから、県がとめているんですね。道ですか。それはどうなんですかって……。

○北池畜産技術室長 県がとめているというか、先ほど申しましたように、和牛の改良は基本的に県単位で今までも進んでございますので、そういうデータにつきましては県の方にお返しをしております。その後の取り扱いにつきましては県の方の御判断でやられているところでございます。

○沖谷委員 県がね。

○吉川委員 であれば、これをつくる場合には、その県との話し合いで全国ベースでそれは使うということに話し合いができていますかと。できていない前に、また県にやって、またフィードバックさせないという形になったら、それは特権になりますよ。そうで

しょう。県だけが所有してしまう。データを所有して、フィードバックさせないという形になれば。それについて行政指導をきちっとかけてやるんですかということ。

○北池畜産技術室長 県だけとおっしゃいますけれども、県内で生産された牛、県内の繁殖雌牛から生産された牛が、例えば先ほど具体的な名前が出たのをもう少し言うと、宮崎県で生産された牛が違う県で肥育されて、肥育農家が同意されたものにつきましては、そのデータを宮崎県の方にお返しします。子牛の肥育成績をですね。そういう仕組みでございます。

○吉川委員 だから、そうであれば、肥育農家も生産者も同じでしょう。

○北池畜産技術室長 はい。

○吉川委員 両方にもらう権利があるんでしょう。肥育農家は生産者から、その牛を生産していただいたものは、肥育農家に行くでしょう。肥育農家だけのものじゃないでしょう。生産者のものでもあるんでしょう。そうした場合に肥育農家に行く。なぜかといったら、北海道の場合には肥育農家よりも生産者農家の方が多いでしょう。北海道で生産されたものが、例えば西の方で肥育されますよね。そうすると、データは北海道にこないんですよ。肥育農家の方に行くんですよ、県の。

○北池畜産技術室長 そこは北海道で生産された牛で、違う県で肥育された。肥育農家の方がデータを出していいと言った牛につきましては、そのデータは北海道に戻ります。

○吉川委員 北海道のそれは、ということは役所なんですか。

○北池畜産技術室長 はい、県単位でございます。というか、道でございますね。

○吉川委員 県単位ということは道庁という形ですね。

○北池畜産技術室長 はい、そういうことです。

○吉川委員 道庁という形だったら、和牛の登録協会とかいろんなところは関係してないんだね。

○北池畜産技術室長 はい。

○吉川委員 道庁で押さえて、道が押さえて出ないということで、私のところにきているんだね。じゃ、わかりました。それなら別に問題ないです。私は北海道の方で処理させます。

○本川畜産部長 吉川委員、いずれにしても……。

○吉川委員 僕が今言ったように、あなた方、大変になりますよ。今の発言はメモってありますよね。道庁が持っていつているんですね。道庁は道民に渡してないんですね。これ

は北海道に帰って僕はやりますけれども、この責任はきちっととれるんでしょうね。

○土肥委員 道庁に戻れば、道全体のそういう情報の財産になるわけではないんですか、道に戻るわけですから。それに基づいて道の担当機関がこの和牛の育種というか、そういうものに反映していくという、そういうことに使われませんか、その情報は。遺伝情報は。

○吉川委員 これは北海道の話ですからね、そういうシステムになっているのであれば、私は誤解していたと思います。北海道に対して私はきちっとそれは整理させていただきます。

○本川畜産部長 いずれにしてももう少し事実関係をよく調べさせてください。その上で改めてそこは御相談させていただきたいと思います。

いずれにしても我々どこかの県で独占させるとか、そういうことではなくて、むしろパテントプールのような形で、日本全体の底上げを図るような仕組み、育種の方法をどうやってつくれるかというところが主眼でもありますので、そこはよくお知恵を拝借しながらさらに——これは途中の経過報告でございますので、これをどのように具体化するかということについてはまたこれからの議論でもありますから、検討させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○松川座長 それでは……。

○吉川委員 ちょっとよろしいですか。しつこいようだけれどね。

これ、一応経過中ですよ。これからどうやって進んでいこうかと。これはアピールされてきますよね。現地にね。将来こういうふうになっていくだろうと。そういつて、話はいろんなところの関係者に協力してもらうために、将来こういう形になるということを説明していかなければならないと思うんですよ。

そういう形の中で言うときに、そうじゃないんじゃないかと。農水は、お互いの農林省で県の窓口なり、そういったものはきちっと、生産者にこういったものをフィードバックしているんですから、ちゃんと出ささいということを僕は指導しているんですかということ。していないでしょう。

○本川畜産部長 もし北海道でとまっているのであれば、まさにブリーダーの方にも情報を伝達されるようにした方が私どもいいと思いますので、それは事実関係をよく精査した上で、もし道でとまっているのであれば、それはお伝えするように、我々としてもお願いをしていきたいと思います。

○吉川委員 僕は数年前から言っている話であって……。

○本川畜産部長 ちょっと感度が鈍くて申しわけございませんが、もう少し調べさせてく

ださい。

○松川座長 ほかの委員の方もまたほかの件でいろいろ御発言いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

16 時までと言ったのですけれども、この件で少しいろいろ御意見いただきましたので、16 時過ぎても結構ですので、ほかの面からの御意見がありましたらお願いしたいと思います。

○吉川委員 済みません。ほかの人の意見、僕が邪魔して、時間をちょっととり過ぎてしまっているのかもしれないけれど、こういった生産者に対して、またいろんな形の中で僕は要望として、たかだか2時間ぐらいで、委員会、はい、終わりますよと、こういう形の中でやる委員会は僕は非常に問題があると思います。やはりこれは相当専門的な部分がかかっておりますので、集中審議をきちっとやった中で進めていかないと、そしてしかも今回社団法人、いろんな形の中で、いろんな関係者が、独法的なところが絡み過ぎてきている。これもまた農水の天下りの仕組みというものも生まれてくるという形を僕はとりますよ。そういう形の中でまた1つのもをつくった段階でこの方向性を持ってくるということは、これは委員会としても私は委員であれば、私はこれはとても受けられるような状況ではない。委員に対しての説明不足が甚だし過ぎないかと僕は言いたいと思います。

○松川座長 吉川委員にはまだ言い足りないところがあると思いますから、また後で発言していただくにして、ここでは話の方向を変えて、ほかの方からの意見をいただきたいと思うんですか。

吉村委員、どうぞ。

○吉村委員 和牛表示の厳格化ということでガイドラインを取りまとめられたわけでありましてけれども、今後そのガイドラインに基づいて進めていくというお話も先ほどいただいたわけでありましてけれども、それと24ページの地域団体商標制度の活用ということで、これは知的財産制度の1つというふうなことになるかと思いますが、ここに「いわて牛」とか「いわて短角和牛」とか和牛にかかわる地域団体商標を取得した銘柄がそこに出ていると思うんですけれども、この銘柄の規定の中にガイドラインに即したようなこういうものを我が社は「近江牛」と称するとか、「京都肉」と称するということに和牛の表示にかかわるような規定というものが含まれているのかどうか。含まれているとしてどの程度含まれているのかということに関しまして情報をいただけたらありがたいと思います。

○松川座長 お願いします。

○牧元食肉鶏卵課長 和牛の表示のガイドラインにつきましては、今年の3月に出させていただきまして、今御指摘がございましたように、鋭意この普及を図っているところでございます。

一方、もう1つ御指摘いただきました地域団体商標制度との関係でございますけれども、24ページでございますように、現在のところ20件余りが登録されているということでございます。これらについてはガイドラインで和牛というというのは、要はきっちり登録、確認ができ、かつ、国内で生まれ育ったものというような要件でございますので、私どもここに掲げられているものについては、そういうガイドラインの趣旨に沿って生産されているものだと考えておりますけれども、御指摘を踏まえましてそのあたりの関係などはよく精査したいと思います。

○吉村委員 恐らく規約等をつくられて取り組まれていると思いますので、そのあたりのことがわかればありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松川座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

先ほどの吉川委員のいろいろな御意見を聞いておまして、その中に2時間じゃ少ないぞというような意見もありましたので、ちょっとここで一息入れて、今、あそこの時計で43分ぐらいですから、5分だけ一息入れるということで、48分からまた再開したいと思います。よろしく願いします。その間に御意見、質問を整理しておいてください。よろしく願いします。

[暫時休憩]

○松川座長 委員の皆様方おそろいですので、再開したいと思います。

どなたからでも、今まで発言しなかった方、あるいは発言していただいた方でも結構ですけれども、いろいろ質問なり、あるいは意見なりをお願いしたいと思います。

中村委員、お願いします。

○中村委員 初めて発言させていただきますけれども、私は特許に関係しているものから、その点から意見を述べさせていただきたいと思います。

特許は出願しますと、出願明細書というのがありまして、それが一定期間後に強制的に公開される。公開された情報というのは第三者が自由に見ることができる。情報を公開するという仕組みの中で、特許を取った後はその対価として一定期間独占的に実施できる権

利を与えられるという枠組みになっています。

いずれにしても遺伝子特許を取った後、その情報というのは公開される。だれでも見ることができるという仕組みになっているわけですがけれども、資料3の2ページ目をちょっとごらんになっていただきたいのですがけれども、先ほど吉川委員からの御指摘とか、私は枝肉の情報の開示、公表ということに関しては知識がほとんどありませんので、何とも具体的な意見は言うことはできないのですがけれども、要はこの表の中にあるプレーヤーというか、ブリーダーとか繁殖農家、肥育農家、と畜場、小売店、これに加えて消費者とか、ほかの一般的な研究所の研究者の方とかもいると思うのですがけれども、要はすべてのプレーヤーが情報を一律に共有できる体制をつくるのが理想かなと思うんですね。入力の部分では遺伝子特許の情報、これは公開されるからよろしいのですがけれども、それを使って枝肉がとれて、その格付のデータというのもプレーヤー全員が見ることができないといけないと思うんですね。すべてのプレーヤーがすべての情報を非差別的に全部共有できる。そういう体制をつくっていただいて、その中からその情報をどういうふうに使って競争して、同じ土俵の上で競争していただいて、創意工夫があるところはいいい。まさに商業的な利益が得られるとか、そういう仕組みをつくっていく必要があるのかなと思います。

今、吉川委員の話を聞くと情報が与えられていないプレーヤーがいるということですね。それはやはりよくないのではないかなというふうに思いますし、そういうことがあってはいけないと思います。

○松川座長 ありがとうございます。

事務局、今の点について何かコメントございます。

○北池畜産技術室長 先ほどもちょっと申しましたけれども、枝肉データベースにつきましても、今肥育農家の方に格付情報を使わせていただくように、参加率を高める努力をしております。そういう形で高まっていますと、そういう面で情報がかなり皆さん方が見られる機会が多くなるというふうに思っております。

○松川座長 ほかにありませんでしょうか。

沖谷先生、どうぞ。

○沖谷委員 産地間競争の話がしょっちゅう出ているのですがけれども、産地間で今いろんな登録地域が出ていますけれども、全部和牛の遺伝子が証明されているものの中での差別であって、多くの場合は育て方とか、そういうことが中心になるだろうと思っているし、そういうふうにしていった方がいいだろうと。遺伝子だけを系統である県が抱え込むとい

うのは、せっかくこれをやってもほとんど意味はないと思うんで、それは歯どめをしておく必要があると思います。

育て方についてはもともと一番問題になるのは水なんですね。だから、その水を運ぶことはできないので、県なら県の水、水系の水ということ。豚でもそういうことがよく言われているのですけれども、ぜひそういう土地に根差した産地間競争ということで、遺伝子云々、国の中で今全体的にいいものを選抜していこうと言っているときに、それでバリエーションをキープしながらやっていく。バリエーションをキープしていくとき、どうしてもいろんなところで育ててもらわないとだめなんで、いいもの、同一系統のものだけが全国に回ったら全くやっている意味がほとんどなくなってしまうと思うんで、ですから評価の仕方も今格付、サシのあり方だけでやっていますけれども、それだけではいけないので、ぜひ評価の方もメスを入れなければならない。だから、雌牛の系統をふやしていくための、維持するために、肉のサシだけではなくて、香りだとか、そういうものも目指していこうというふうになっていますので、そっちの方も一生懸命つくっていくということで、産地間競争は僕が先ほど言ったような土地に根差したもので、外に持っていけないものをベースにして育てたものを産地の登録銘柄するというふうにしていった方がいいだろうと思っています。

以上です。

○松川座長 ありがとうございます。

これは特に事務局からの返事は要らないと思います。

土肥委員、お願いします。

○土肥委員 私も今おっしゃっておられたことと同じように思っています、先ほど地域団体商標を使って各地域に 21 件の和牛が登録されている。これらについての情報を一元的に集めていくということはもちろん大事なわけですが、それぞれの和牛間でそれぞれの品質的な特性を出していただいて競争していくということが当然必要だろうと思います。つまり、これは地域団体商標を活用して出生表示という点ではもちろんいいんですけれども、プラスして、品質、地域的な特性、そういうものもこれに付加されるということになれば、より産地間競争は活発になっていくと同時に、消費者にとってもそれはどう違うのかということが提供されれば、それは結構なことで、市場の透明性はより高まるだろうと思いますので、そういうことは進めていただくというふうに思います。

それから、26 ページのところのグラフなんですけれども、これに書いてあるとおりに

やっていきさえすれば、先ほどから吉川委員がおっしゃっているようなこともクリアされるのではないかと思うんですけれども、つまり、血統情報とか格付情報というものがそういう全国枝肉情報に関するデータベースでできるわけですね。それが左側と右側、右側の方は生産現場の方に情報提供されるし、左側の方はこれはまた情報提供されるわけでしょう。これはどこかわかりませんが、しかし、情報提供しようというのはここにちゃんと書いてあって、それに基づいて工程表でも枝肉データベースに参加する同意書収集推進活動とともに、枝肉情報分析の利用の検討委員会をおつくりになっていくわけでありますから、十分対応できるような仕組みになっているのではないかと思うんですけれども、そういうことをお願いするという意見でございます。

○松川座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

先ほど吉川委員の発言を封じた格好でほかの委員にも発言してくださいというふうに言いましたけれども、一段落したところで、吉川委員、言い足りなかったということがあったらまた簡潔にお願いしたいと思えます

○吉川委員 先ほど委員さんから言われたように、26 ページのとおりになっていけば僕は問題ないと思うんですよ。ところが、現状はそうじゃないだろうと。かなりずれているだろうと。だから、それに対して進捗状況はどこら辺まで進んでいるのかということ。今の状況でこの審議を進めていくと、非常に危険度が高くなってしまおうということでは僕はそれはまずいよということをおっしゃったのであって、このとおりにやっただく。この図のとおり、国はそういう形で知的財産というか、和牛の保護、遺伝子の保護というものをつくってやっていこうとするのであれば、こういう形にならなければできないんですよ。

それと後は、先ほど言われた中でもありましたけれども、いろんな品種というか、団体ね。24 ページですか。この 24 ページはほとんど和牛のことでしょう。「いわて牛」も和牛だし、短角は別としてね。「米沢」にしたって、「上州」にしたって、「松阪牛」にしたって、全部和牛のことをこれは書いてあるんですよ。本当にこれは和牛なんですよ。それなのにこういう形で今度また特典で表示をし始めたら、それは産地間競争だからいいというけれど、和牛を守るための、和牛というものをまず守る。その中でどこどこで生まれた、どここの産地のものだと。それは我々米沢で生まれたら「米沢牛」として出すのだというのなら僕はわかるんですよ。これが今現実に表に出ているんですよ。「神戸牛」

だとか「但馬」という形になったら、但馬は但馬の中でルールがあるというか、その中でどこから遺伝子を買ってこようが、半年間なり、3カ月間なり、その地域にいて、肥育がかかれば、「但馬」になるとか、「神戸」になるというか、これは北朝鮮の——いや、向こうのところからウナギを持ってきて、ウナギでも貝殻でもそれと同じことを今、日本で和牛にも起こっているんでしょう。これは6カ月間ですか。6カ月間飼ったら「但馬」になってしまうんでしょう、どこで生まれていようと、何してようと、生産されようと、「但馬牛」なんですよ。

そうすると、海外から持ってきて、アサリだか何だか知らないけれど、それらを持ってきて、それを何カ月間か日本の海に入れたらその産地だという形で売っているのと一緒なんですよ。

僕はそういう形でもいいから、これをデータなり、そういったものがみんなの共通の財産になっていくのであれば僕はいいですよと言っている。共通にならない、今、したくないという人間がいっぱいいる中で、これを国はどこまで進めているのかということ僕は聞きたかったんです。

○松川座長 先ほど中村委員も枝肉情報などについては関係者が使えるようにすることが必要であろうとか、あるいは土肥委員の方からも地域商標については情報公開をして、競争するのがいいことであるというようなことで、その一連の中に今の吉川委員の御意見も入っていくと思っております。ありがとうございました。

○本川畜産部長 地域団体商標は黒毛和牛だということを一応前提にして、その地域で一定の育て方のルールだとか、あるいはどこそこの地域のものだという場合を区切るとかいろんなやり方があるのですけれども、その地域で黒毛和牛をどのように育てるか。さっき沖谷先生がおっしゃっていただきましたけれども、育て方を中心に、各地域ごとに売りにして、黒毛和牛をこういう名称で売りましょうというようなことでつくっているもので、これは経済産業省が認定をしておられる仕組みなんです。

ですから、我々は和牛という共通の財産を地域、地域でどのように育てて、どのようにお売りになるか。それは外国から持ってきてもだめなんです。日本の和牛でないという形でできませんから、そこは我々がやろうとしております遺伝資源の保護という大きな傘の下で各地域が育て方なりで工夫されて取り組んでおられる事柄ではないかなと。そこは持っているのですけれども、いずれにいたしましても今日も全共のパンフレットをつけさせていただいていますけれども、都道府県ごとにある程度に競いながら力をつけていく

というのは、これは必要なことではないかなと思っています。

ただ、そうはいいいながらもどこかが独占して、遺伝子が薄くなっていく、弱っていくとか、そういうことがあってはいけませんので、我々はまさにはパテントプールだとか、そういう仕組みも使いながら、まさに 26 ページの図を実現していく。そのために我々ほどこまできているかということをごらぬ形で御相談を定期的にさせていただきながら、これは進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○松川座長 ありがとうございます。

今畜産部長の方から和牛の共進会の話がちょっと出ましたし、それからこの資料の中には共進会関連の資料もとじ込んであったと思っておりますので、吉村委員の方から簡潔にこの共進会についての説明がいただければありがたいと思っております。

○吉村委員 ちょっと検討会の趣旨と違う発言を求められましたので戸惑っておりますけれども、いずれにしてもあと2カ月余りで、5年に1回取り組んでおりますけれども、第9回全国和牛能力共進会を鳥取で、和牛のルーツと言われた地域で開催させていただきたいと考えているところです。

現在の和牛能力共進会の能力というのは何を意味しているかといいますと、第1回が昭和43年に岡山で開催されています。その時代背景を考えると、いわゆる役肉用牛としての和牛が肉専用種に変わっていく時代ということでありまして、その当時のテーマが、和牛は肉専用種足り得るかというようなテーマで43年の第1回——40年ですね。の第1回の共進会が開催されております。それから数えること9回ということでもありますので、随分時代を経て、今や我が国の知的財産と言われるぐらいの重要な生産物に育ってきたということで、それまでの関係者の御苦勞ということに関して感謝申し上げたいと思っております。

私どもは今回この全国共進会を開催するに当たって、共進会そのものをふだんの改良の成果を実証展示する場というふうに位置づけてございます。毎年毎年の改良の取り組みの中で、その成果というものを全国一堂に会して見ましようというようなことであります。

具体的にこの5年間、和牛にしますと、1世代いかないのですけれども、5年間の取り組みということで考えていきますと、ここ十数年の和牛の改良の課題というものを整理しながらというので、1つは産肉能力の育種価評価ということが全国的に進展をして、ある意味でいいますと産肉性のすぐれた雄牛を初めとして、雌牛がたくさん選抜され、残るようになってきたと考えております。

その一方で、陰りを見せておられますのが、先ほど参考として 29 ページに「和牛雌牛系統等維持拡大調査研究事業」ということで、全共もその中に取り組んでいただいて事業として起こしていただいたわけでありませけれども、その中の 2 番目の繁殖性ということに関しますと、どうも 10 年前と比べると、分娩間隔が 1 週間から 10 日延びているというようなことで、陰りを見せている。そういうふうなことを考えていきますと、いかにして安く牛をつくるかという重要な要素を今後和牛の中でも取り組んでいく必要があるということですね。この課題に肉薄するような出品条件を提示しながら取り組んできたところでございます。

それともう 1 つ大きな問題として、その上の雌牛系統の調査分析ということがございますが、ある意味で言いますと、遺伝的多様性というのは非常に減っております。先ほど北池室長の方から毎年生産される牛の父牛を調べると 10 頭で 4 割とおっしゃったのですけれども、実は登録される牛、いわゆる繁殖に使われる牛ということからいいますと、今、5 頭で 5 割です。5 頭の種雄牛で 5 割の後継牛をつくっているというふうなことで、遺伝的な有効サイズと言われる物差しが今や 40 ぐらいに落ち込んでいる。これは人の世界で考えますと、40 人のクラスで男子 20 名、女子 20 名が結婚をして世代を重ねていくのと一緒というような状況になっているということでもあります。

そうしますと、その遺伝的多様性を何とかして維持拡大していくための処置、手だてということで、それぞれの地域を築き上げた系統というものを大事にしていこうというような新しい設定も行っておりますし、また産肉能力の改良というものは肉質を中心に随分進みましたけれども、若干行き過ぎた嫌いがある、今の BMS ナンバー 12 の枝肉はロース芯の 50% は脂肪であると。ある人の調査によれば 32% を超えると今度は脂が多過ぎてというようなことのようなので、そういうことを考えて行きますと、先ほど来出ております牛肉のおいしさという観点も肉牛の部の中では取り入れて取り組んでいるところでございます。

そういう意味で和牛改良の課題を実証展示する場ということで取り組んでおりますので、ぜひお越しいただけたらと思いますし、また特に前回の平成 14 年の第 8 回の全共は、13 年、BSE が発生して、そういう意味で言いますと、生産から流通、消費に至るまで改めて安心・安全というものの保証ということを痛感させられて、トレサ制度等が進んできたわけでありませけれども、今回もまた消費者との連携ということで、さまざまなイベントも鳥取でつくられたパンフレットの中には出ております。消費者の立場としても参加をし

ていただけたらということでございますし、我々も生産からようやく消費者まで連携がとれるような流れの中で和牛肉の生産ができるという状況が出てきたと思っております。

簡潔にが、私がしゃべるとどうも長くなっていかんのですけれども、そういうことでひとつこの和牛の良さというものを皆さんで再確認をしていただけたらと思います。「和牛再発見、地域で築こう和牛の未来」というのが今回のテーマでございます。改めて我々の和牛というものを再発見してみたいという機会にしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○松川座長 ありがとうございました。

○吉川委員 1点だけお願いで、よろしいですか。

この委員会は遺伝子をきちんと残していく。ちゃんをつくっていく。そういった観点からいきましても、生産者に対して向いた形の中でなければならぬというふうに僕は思うんで、今までの説明、例えばこの説明の中では生産者に対して本当にこれがきちっと価値のあるものかという形の中を考えてみると、僕が先ほど言ったように不安定がある。そしてまた、消費者に対して、そういったもの、これは中間のところに対してはかなりの恩典のあるというか、そういった形になっていますから、あくまでも生産者に対して、そして消費者に対してならないものは僕は賛成できない。そのためには、そういうシステムが空洞になっておりますので、その空洞を農林省の方で、もっと担当者を現場中で説得して、次のときの委員会があれば、僕はその辺をきちっと説明してもらいたいなと思っております。

○松川座長 ありがとうございました。御提言としていただきたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

今日いろいろな御意見をいただきましたけれども、沖谷先生からはうまさとおいしさは違うよというような話、あるいは吉川委員からは精液に関してバーコードと精液証明書の関係をもう少し整理する必要があるとか、あるいは枝肉データベースの取り扱い、利用についていろいろな意見をいただいておりますし、中村委員からはいろいろな枝肉情報などもきちんと公開する必要があるとあって、関係者が使えるようにする必要がある。あるいは土肥委員からは、地域商標に関してやはりこれは情報公開して競争を進めると。また、最後に吉川委員からはもうちょっと生産者に向いた措置も欲しいねというような意見があったと思います。

まだほかにもたくさん意見をいただいておりますが、そのほかに言い落としたことはご

ざいませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

## そ の 他

○松川座長 よろしければ、事務局、何かございますでしょうか。

○釘田畜産振興課長 今座長におまとめていただきまして、本日は各委員から大変貴重な御意見をたくさんいただきました。ありがとうございました。

特にその中で 26 ページにまとめましたような、知財の中での取り組みについていろいろな御意見をいただきました。この委員会で御提言いただいた方向で取り組んでいるという意味では各委員がおっしゃられたこと、さらに我々が御報告したこと、向いている方向は同じだと思います。ただ、進め方と申しますか、あるいはスピード感ですか、その速さ、そういったことについて若干説明が不足している点があるかもしれません。あるいは取り組みが遅い点があるかもしれません。吉川委員からは、システムはあるけれども、空洞化しているといったような御指摘もございましたけれども、ちょっとだけ言いわけをさせていただきますと、私どももこの絵にまさにありますように、情報をきちんと得られるところからとって、それをきちんと情報提供して、関係者がその情報を共有できる中でこの知財をしっかりしたものにしていこうという思いは全く一緒だと思います。

ただ、全国データベースシステムというのはまだできて3年ぐらいの仕組みでございまして、空洞になっているというのではなくて、まだ構築途上だというふうに私たちは思っています。これからこれが充実していくのだらうと思っています。それをどういった形でよりよい利用の仕方があるかということについては、さらにいろいろこれから問題点なり課題を整理したいと思います。1つには、例えば、これも全くコストがかからないわけではなくて、このデータベースを運用するに当たっては膨大なコストも必要になってくるわけです。あるいは情報というのはだれのものかということで、個人情報との関係といったような問題点もございます。

そういったような問題点、課題もお時間をいただき、事務局の方で整理させていただきまして、次回また——いつになるか、今の段階ではっきり時期的なことは申し上げられませんが、今日いただいた御意見に対する問題点の整理等をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○松川座長 ありがとうございます。

今の事務局からの提案といいますが、対応方針について提案などありましたけれども、今の事務局からの提案、それでよろしゅうございましょうか。

それでは、松川座長としての今日の議事は終了させていただきます。4時と言っておりましたけれども、30分近く超過してしまいました。これはひとえに座長の不手際ということになります。おわびしてこの司会進行を事務局にお返しします。

どうもありがとうございました。

## 閉 会

○釘田畜産振興課長 松川座長、大変ありがとうございました。また、各委員の皆様方、大変御熱心な議論をありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、今日いただいた御意見を踏まえまして、進めていきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。